

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の役員の退任の届出……………（農業施設管理課）	16
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定……………（農業施設管理課）	16
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	16
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	16
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	17
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	17
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	17
○建設業者に対する監督処分……………（建設情報課）	17
○都市計画の変更の決定……………（都市計画課）	17
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	18
道教育庁空知教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	18
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	20
道警察北見方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	20

告 示
北海道告示第530号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、留辺蘂土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。
平成23年 8 月12日
北海道知事 高 橋 はるみ
退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
平成23. 7. 15 監 事 大 原 行 雄 北見市留辺蘂町昭栄404番地3

北海道告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、京極町を行う土地改良（京極地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金〔基盤整備〕（農業用排水施設））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道後志総合振興局に備え置いて、平成23年 8 月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年 8 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第532号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成23年 8 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
豊 田	経営体育成基盤整備（区画整理）	平成22. 12. 17
広 野	一般農道整備（集乳農道）	同 22. 9. 10
黄 金	同（広域関連）	同 22. 9. 22

北海道告示第533号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成23年 8 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡日高町字豊田377（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡日高町字正和256の2・259の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第534号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成23年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 利尻郡利尻富士町鴛泊字港町64、65の1、65の2、70、71の2、257
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

北海道告示第535号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
平成23年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 爾志郡乙部町字豊浜442の5（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 利尻郡利尻富士町鴛泊字港町280（国有林。次の図に示す部分に限る。）、255・256（以上2筆国有林）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

- (3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第536号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を浦幌町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年北海道告示第502号のとおりである。
平成23年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者
十勝郡浦幌町字福山19、86の1所在の森林について所有権を有する 橋本 松蔵
十勝郡浦幌町字福山16から18まで所在の森林について根抵当権を有する
日本ミルクコミュニティ株式会社

北海道告示第537号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。
平成23年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 処分をした年月日 平成23年8月5日
- 2 処分を受けた者
（1）商号及び代表者の氏名 東豊道路株式会社 佐々木 克明
（2）主たる営業所の所在地 札幌市白石区米里2条3丁目3番8号
（3）建設業の許可の番号 （般-23）石第11274号
- 3 処分の内容
（1）営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
（2）営業停止の期間 平成23年8月12日から同年12月9日までの120日間
- 4 処分の原因となった事実
上記の者が建設業法第28条第1項第3号に該当した。

北海道告示第538号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり

変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成23年 8 月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 都市計画の種類 道路

2 都市計画を定めた土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3 ・ 3 ・ 1 号 大 通	中川郡本別町南 4 丁目	中川郡本別町北 8 丁目	中川郡本別町北 3 丁目
幹線街路	3 ・ 4 ・ 2 号 停車場通	中川郡本別町北 4 丁目	中川郡本別町弥生町	中川郡本別町北 3 丁目
幹線街路	3 ・ 4 ・ 3 号 栄 橋 通	中川郡本別町北 6 丁目	中川郡本別町新町	中川郡本別町新町
幹線街路	3 ・ 4 ・ 4 号 本別西通	中川郡本別町南 4 丁目	中川郡本別町栄町	中川郡本別町弥生町
幹線街路	3 ・ 4 ・ 6 号 本別東通	中川郡本別町南 4 丁目	中川郡本別町緑町	中川郡本別町柳町

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

総 合 振 興 局 告 示 及 び
振 興 局 告 示

北海道オホーツク総合振興局告示第94号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年 8 月12日

北海道オホーツク総合振興局長 有 好 利 典

1 落札に係る物品等の名称及び数量

自走式リール巻取散水機 27台

2 落札を決定した日

平成23年 7 月25日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 緑産株式会社

(2) 住 所 神奈川県相模原市中央区田名3334番地 5

4 落札金額

231, 157, 500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成23年 6 月14日付け北海道オホーツク総合振興局告示第64号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 網走市北 7 条西 3 丁目

道教育庁空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第49号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年 8 月12日

北海道教育庁空知教育局長 中 田 貢

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1 リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア A重油その 1（岩見沢地域）	386,000リットル
イ A重油その 2（空知南部地域）	155,000リットル
ウ A重油その 3（夕張地域）	121,000リットル
エ A重油その 4（空知中部地域）	359,000リットル
オ A重油その 5（空知北部地域）	393,000リットル
カ A重油その 6（深川地域）	73,000リットル
キ 灯油その 1（岩見沢地域）	137,500リットル
ク 灯油その 2（空知南部地域）	25,200リットル
ケ 灯油その 3（夕張地域）	8,500リットル
コ 灯油その 4（空知中部地域）	49,500リットル
サ 灯油その 5（空知北部地域）	89,380リットル
シ 灯油その 6（深川地域）	27,000リットル

アからシまでについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成23年10月 1 日から平成24年 3 月31日まで

(4) 納 品 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成23年8月12日（金）から9月22日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局4階講堂（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入札日時

ア A重油その1及び灯油その1 平成23年9月27日（火）午前9時30分

イ A重油その2及び灯油その2 平成23年9月27日（火）午前10時30分

ウ A重油その3及び灯油その3 平成23年9月27日（火）午後1時

エ A重油その4及び灯油その4 平成23年9月27日（火）午後2時

オ A重油その5及び灯油その5 平成23年9月27日（火）午後3時

カ A重油その6及び灯油その6 平成23年9月27日（火）午後4時

（送付による場合は、同月22日午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatunokokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
電話番号 0126-20-0142

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- | | | |
|---|--------------------------------|----------------|
| a | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 386,000 liters |
| b | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 155,000 liters |
| c | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 121,000 liters |
| d | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 359,000 liters |
| e | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 393,000 liters |
| f | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 73,000 liters |
| g | Kerosene (JIS No. 1) | 137,500 liters |
| h | Kerosene (JIS No. 1) | 25,200 liters |
| i | Kerosene (JIS No. 1) | 8,500 liters |
| j | Kerosene (JIS No. 1) | 49,500 liters |
| k | Kerosene (JIS No. 1) | 89,380 liters |
| l | Kerosene (JIS No. 1) | 27,000 liters |

道警察北見方面本部告示

北海道警察北見方面本部告示第54号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年 8 月12日

北海道警察北見方面本部長 狩 峰 和 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）） 21台（1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成23年 7 月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 小林株式会社
(2) 住 所 北見市大通西 6 丁目 2 番地
- 4 落札金額
基本料金 一式 0 円
複写料金 1 枚当たり 1 円20銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成23年 6 月14日付け北海道警察北見方面本部告示第49号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察北見方面本部会計課
(2) 所在地 北見市青葉町 6 番 1 号

正 誤

○平成23年 6 月17日（第2288号）

北海道告示第428号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
35 右 17
誤 佐呂間郡佐呂間町
正 常呂郡佐呂間町

B Bid tendering date time :

- a and g 9 : 30 A.M., September 27, 2011
b and h 10 : 30 A.M., September 27, 2011
c and i 1 : 00 P.M., September 27, 2011
d and j 2 : 00 P.M., September 27, 2011
e and k 3 : 00 P.M., September 27, 2011
f and l 4 : 00 P.M., September 27, 2011

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., September 22, 2011)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo nishi 5-chome, Iwamizawa 068-8550 Japan
Phone : 0126-20-0142

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第260号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成23年 8 月12日

北海道警察本部長 殿 川 一 郎

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
放置駐車違反管理システムのプログラムデータ移行及び修正業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成23年 7 月 7 日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 日本電気株式会社
(2) 住 所 東京都港区芝五丁目 7 番 1 号
- 4 随意契約に係る契約金額
52,080,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目